

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成28年8月4日(2016.8.4)

【公開番号】特開2015-70056(P2015-70056A)

【公開日】平成27年4月13日(2015.4.13)

【年通号数】公開・登録公報2015-024

【出願番号】特願2013-201828(P2013-201828)

【国際特許分類】

H 05 K 5/02 (2006.01)

【F I】

H 05 K 5/02 Q

【手続補正書】

【提出日】平成28年6月10日(2016.6.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

底板と、

外面に係合突起が形成された側壁と
を備えた下部ケースと、

天板と、

係合孔が形成された側壁と
を備えた上部ケースと

を有し、

前記下部ケースの側壁は、当該側壁の上端部から伸びる突出部と、前記突出部が設けられた領域に形成されたねじ穴とを有し、

前記上部ケースは、前記天板から前記上部ケースの側壁にかけて形成された切欠孔を有し、

前記切欠孔は、前記天板に形成された天板切欠部と前記上部ケースの側壁に形成された側壁切欠部とからなり、

前記下部ケースの突出部が前記上部ケースの天板切欠部に係合して、前記側壁切欠部から前記ねじ穴が露出し、かつ、

前記下部ケースの係合突起が前記上部ケースの係合孔に係合されることを特徴とする電子部品用ケース。

【請求項2】

底板と、

外面に係合突起が形成された側壁と
を備えた下部ケースと、

天板と、

係合孔が形成された側壁と
を備えた上部ケースと

を有し、

前記下部ケースは、前記底板の内面側に形成された基板位置決め用突起を有し、

前記上部ケースは、前記天板の内面側に形成され、前記下部ケースの基板位置決め用突起に対応する基板押え用突起を有し、

前記下部ケースと前記上部ケースの間に電子部品を収容する際に、前記電子部品の基板の基準穴に前記下部ケースの基板位置決め用突起を挿通させ、前記上部ケースの基板押え用突起で電子部品の基板の基準穴の周囲を押圧し、かつ、

前記下部ケースの係合突起が前記上部ケースの係合孔に係合され、

前記基板位置決め用突起の内部には、前記底板の外面側に開口する空洞孔が形成され、前記基板押え用突起の内部には、前記天板の外面側に開口する空洞孔が形成されていることを特徴とする電子部品用ケース。

【請求項 3】

前記下部ケースの突出部の外側端部が面取りされており、かつ、前記切欠孔が設けられた領域の前記上部ケースの側壁の内側端部が面取りされていることを特徴とする請求項 1 に記載の電子部品用ケース。

【請求項 4】

前記ねじ穴は、前記下部ケースの側壁から突出部にまたがって形成されていることを特徴とする請求項 1 に記載の電子部品用ケース。

【請求項 5】

前記下部ケースは、前記底板の内面側に形成された基板位置決め用突起を有し、

前記上部ケースは、前記天板の内面側に形成され、前記下部ケースの基板位置決め用突起に対応する基板押え用突起を有し、

前記下部ケースと前記上部ケースの間に電子部品を収容する際に、前記電子部品の基板の基準穴に前記下部ケースの基板位置決め用突起を挿通させ、前記上部ケースの基板押え用突起で電子部品の基板の基準穴の周囲を押圧し、

前記基板位置決め用突起の内部には、前記底板の外面側に開口する空洞孔が形成され、前記基板押え用突起の内部には、前記天板の外面側に開口する空洞孔が形成されていることを特徴とする請求項 1 又は 3 に記載の電子部品用ケース。

【請求項 6】

前記下部ケースの基板位置決め用突起は下側の径大部と上側の径小部とを含み、

前記上部ケースの基板押え用突起は、先端から内部に形成された凹部を含み、

前記電子部品の基板の基準穴に前記基板位置決め用突起の径小部が挿通され、かつ、前記径小部の先端が前記基板押え用突起の凹部に配置されることを特徴とする請求項 2 又は 5 に記載の電子部品用ケース。

【請求項 7】

前記径大部と前記径小部とはそれぞれ柱状に形成され、かつ、各上部周縁が面取りされていることを特徴とする請求項 6 に記載の電子部品用ケース。

【請求項 8】

前記上部ケース及び前記下部ケースは、純アルミニウム、又はアルミニウム - マグネシウム合金から形成されることを特徴とする請求項 1 乃至 7 のいずれか一項に記載の電子部品用ケース。

【請求項 9】

底板と、

外面に係合突起が形成された側壁と
を備えた下部ケースと、

天板と、

係合孔が形成された側壁と
を備えた上部ケースと、

前記下部ケースと前記上部ケースとの間に収容された電子部品と
を有し、

前記下部ケースの側壁は、当該側壁の上端部から伸びる突出部と、前記突出部が設けられた領域に形成されたねじ穴とを有し、

前記上部ケースは、前記天板から前記上部ケースの側壁にかけて形成された切欠孔を有し、

前記切欠孔は、前記天板に形成された天板切欠部と前記上部ケースの側壁に形成された側壁切欠部とからなり、

前記下部ケースの突出部が前記上部ケースの天板切欠部に係合して、前記側壁切欠部から前記ねじ穴が露出し、かつ、

前記下部ケースの係合突起が前記上部ケースの係合孔に係合されることを特徴とする電子部品装置。

【請求項 10】

底板と、

外面に係合突起が形成された側壁と
を備えた下部ケースと、

天板と、

係合孔が形成された側壁と
を備えた上部ケースと、

前記下部ケースと前記上部ケースとの間に収容された電子部品と
を有し、

前記下部ケースは、前記底板の内面側に形成された基板位置決め用突起を有し、

前記上部ケースは、前記天板の内面側に形成され、前記下部ケースの基板位置決め用突起に対応する基板押え用突起を有し、

前記下部ケースと前記上部ケースの間に電子部品を収容する際に、前記電子部品の基板の基準穴に前記下部ケースの基板位置決め用突起を挿通させ、前記上部ケースの基板押え用突起で電子部品の基板の基準穴の周囲を押圧し、かつ、

前記下部ケースの係合突起が前記上部ケースの係合孔に係合され、

前記基板位置決め用突起の内部には、前記底板の外面側に開口する空洞孔が形成され、前記基板押え用突起の内部には、前記天板の外面側に開口する空洞孔が形成されていることを特徴とする電子部品装置。

【請求項 11】

前記電子部品は、記憶素子であることを特徴とする請求項 9 又は 10 に記載の電子部品装置。